

測量及び建設コンサルタント等に係る申請書及び添付書類の作成方法

1. 申請書（様式1-1, 1-2, 1-3）の作成方法

(1) 様式上、「※」に該当する項目については記載しないこと。

(2) 「本社（店）住所」から「電子入札用ICカードの登録番号」までの各欄は、次により記載する。

① フリガナの欄はカタカナで記載すること。

なお、「商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。

② 「本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載すること。

（例）カガシマケンシマムラナカノシマ

鹿児島郡十島村中之島133-5

③ 「商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	合同会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	社団法人
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(合)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)

（例）トカラソウゴウコンサルタント

（株）トカラ総合コンサルタント

④ 「役職・代表者氏名」欄及び「担当者氏名」欄の氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字分の空白をあけること。

（例）シマ ケンタロウ

十島 健太郎

⑤ 「本社（店）電話番号」、「担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「本社（店）FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。

（例）0996-23-5111

⑥ 「メールアドレス」については、本村からの種々の連絡に対応できるアドレスを記載すること。なお、メールアドレスを持っていない場合は「なし」と記載すること。

⑦ 「電子入札用ICカードの登録番号」欄については、主として使用する登録番号を記載すること。

(4) 「登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。

① 測量業者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。

- ② 建築士事務所 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。
- ③ 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。
- ④ 地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。
- ⑤ 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合。
- ⑥ 不動産鑑定業者 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。
- ⑦ 土地家屋調査士 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）。
- ⑧ 司法書士 司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合。
- ⑨ 計量証明事業者 計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。
- ⑩ その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等を空白の欄に記載する。

## 2. 申請書（様式1-2）の作成方法

- (1) 「17 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。

「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」及び「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、「①競争参加資格希望業種区分」ごとに実績高を記載する。（決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）なお、「③直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。

- (2) 「18 有資格者（人）」欄については、本村が指定する次の資格者の範囲に従い当該職員数を記載する。

### ア 測量

- ① 測量法（昭和24年法律第188号）による測量士又は測量士補の登録を受けている者

### イ 建築関係建設コンサルタント業務

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
- ② 一級建築士として5年以上構造設計又は設備設計の業務に従事した後、国土交通

大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者

- ③ 建築士法施行規則（昭和25年建設省告示第38号）による建築設備士の登録を受けている者及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者

#### ウ 土木関係建設コンサルタント業務

- ① 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を流体機械，建設，鉱山，荷役及び運搬機械又は機械設備とするものに限る。），電気・電子部門，建設部門，農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。），林業部門（選択科目を森林土木とするものに限る。），水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。），情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し，同法による登録を受けている者
- ② 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
- ③ 計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者
- ④ 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者又は第2種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
- ⑤ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
- ⑥ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し，登録を受けている者

#### エ 地質調査業務

- ① 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し，同法による登録を受けている者
- ② 社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し，登録を受けている者

#### オ 補償関係コンサルタント業務

- ① 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者
- ② 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
- ③ 司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者
- ④ 社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し，登録を受けている者

なお，記載事項が1葉で終わらない場合は，同欄の書式で延長するものとする。このときには，同様式の裏面に記載して差し支えないが，表面にその旨を注記する。

### 3. 申請書（様式1-3）の作成方法

- (1) 「建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、下表の登録部門に対応する番号に○印を付する。

補 償 コ ン サ ル タ ン ト 業 務					
登 録 部 門	番 号	登 録 部 門	番 号	登 録 部 門	番 号
土地調査	21	土地評価	22	物件	23

建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務					
登 録 部 門	番 号	登 録 部 門	番 号	登 録 部 門	番 号
河川，砂防及び海岸	1	港湾及び空港	2	電力土木	3
道路	4	鉄道	5	上水道及び工業用水道	6
下水道	7	農業土木	8	森林土木	9
水産土木	10	造園	11	都市計画及び地方計画	12
地質	13	土質及び基礎	14	鋼構造物及びコンクリート	15
トンネル	16	施工計画，施工設備及び積算	17	建設環境	18
建設機械	19	電気・電子	20		
機械工作物	24	営業補償・特殊補償	25	事業損失	26
補償関連	27				

- (2) 「自己資本額」の各欄については、次により記載する。

ア 「①払込資本金」欄には、法人にあっては払込済資本金に新株式払込金，新株式申込証拠金の額（有限会社である場合においては，出資払込金，出資申込証拠金の額）を加えた額を，個人にあっては次期繰越資本金を，組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金の合計額を記載する。

イ 「②準備金・積立金」欄のうち「直前決算時」には，株式会社である場合においては，資本剰余金，利益準備金，任意積立金及び自己株式払込金（自己株式申込証拠金）の合計額から自己株式の額を減じたものを記載し，有限会社である場合においては，資本剰余金，利益準備金，任意積立金，自己持分払込金（自己持分申込証拠金）の合計額から自己持分の額を減じたものを記載する。（ただし，いずれの場合においても，土地再評価差額金，株式等評価差額金がある場合には，これらの額を加えること。）組合にあっては組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の上記直前決算時の準備金・積立金との合計額を記載する。

ウ 「②準備金・積立金」欄のうち「剰余（欠損）金処分」欄には，利益準備金及び任意積立金の合計額から任意積立金取崩額を減じたものを記載する。ただし，その他資本剰余金から役員賞与や株主配当等の処分を行った場合には，当該処分量を減じること。

エ 「直前決算時」及び「剰余（欠損）金処分」の各欄については，申請しようとする日の直前の決算により記載する。また，外資系企業の場合には，「①払込資本金」の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。

- (3) 「損益計算書」の「税引前当期利益」欄は，直前1年度分決算によって記載する。

- (4) 「貸借対照表」の「①流動資産」，「②流動負債」，「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は，直前1年度分決算によって記載する。

- (5) 「経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」及び「③自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。
- (6) 「外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1・2・3のいずれか）に○印を付するとともに、[ ]内に外国名を、( )内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。なお、「2 日本国籍会社（外資比率100%）」とは、100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。
- (7) 「営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から平成23年2月1日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載する。
- (8) 「常勤職員の数（人）」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また、「④計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。なお、本項における「常勤雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいう。

#### 4. 添付書類の作成方法

##### (1) 営業所一覧表（様式4）

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとする。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

##### (2) 測量等実績調書（様式8）

この2様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載する。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の書式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

**※十島村での行政区域内における経歴または十島村との取引経歴の有無を必ず記載すること**

##### (3) 登記事項証明書

登記事項証明書とは、法務局等に登記された株式会社登記簿等（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げるもののいずれかをいう。）に記載されている事項の証明書で法人が提出する。（履歴事項全部証明書）

個人の場合は、本籍地の市長村長が発行する身分証明書（原本）を提出する。

##### (4) 登録証明書等

1-(4)の①から⑩までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書を

いう。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

(5) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

(6) 納税証明書

直前1年間における市町村税・県税・国税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（未納の無い旨が確認できる証明）をいう。（本村の納税証明書については、完納証明書の原本を、その他の納税証明書については、写しで可）

(7) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類（申請日前3ヶ月以内のもの、ただし本村の完納証明書は平成24年1月4日以降のもの）のうち本村の完納証明書以外については、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので鮮明である場合に限り、写しによって差し支えない。

なお、その際には、全てA4版とし、それより大きいもの又は小さいものについては縮小又は拡大することとする。

(8) 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- ① 申請書の「本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- ② 申請書の「商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要である。
- ③ 登記簿謄本又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の所轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
- ④ 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- ⑤ 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

## 5. 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係る契約である。